

役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 八重福祉会

役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八重福祉会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する役員の出席に要する費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会
- (2) 監事監査
- (3) 評議員会
- (4) 評議員選任・解任委員会

(役員報酬及び費用弁償)

第2条 役員の報酬及び費用弁償の額は、次のとおりとする。

- (1) 役員報酬（日当分）

理事会の出席	監事監査	評議員会	評議員選任・解任委員会
5,000円	8,000円	5,000円	5,000円

- (2) 旅費（費用弁償分）

範 囲	理事会の出席・監査
南部圏域	1,000円
上記以外	1,500円

- (3) 報酬の総額

この法人の役員の報酬増額は、年間250,000円を上限とする。

(出張旅費)

第3条 役員が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」に基づき報酬及び旅費等を支給する。

(適用除外)

第4条 法人の運営する施設職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

附 則

1. この規程は、法人設立日（平成26年3月19日）より施行する。
2. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
3. この規程は、令和7年4月1日より施行する。